

備記工場ノ爭議ニ就テハ景ニ申(通)報シ置キタルカ  
其ノ後ノ経過尤記ノ通りニ有之

記

一 経過

二 労働者側

一日工場内ニ集合協議ノ結果

(1) 要求ヲ撤回シ十一日ヨリ就業スル事

(2) 解雇者ニ各ノ復職ヲ嘆願スルコト

ヲ決シ即日職工代表者九名解雇者二名ト共ニ本社ニ

常務取締役ヲ訪問其ノ旨ヲ陳情シタルカ解雇者ノ復

職ハ拒絶セラレタルモ十一日ヨリ就業シ復職問題ハ

引續キ運動スルコト、シ今日ヨリ入場シタルカ一部

ニ復職問題ヲ固執スル者アリテ就業セサリシモ午後  
四時ニ至リ約百五十名作業ニ着手シタリ

(3) 事業主側

十日昼役會ヲ開催協議ノ結果十一日ヨリ工場ヲ閉キ  
其ノ際入場就業スル勞働者ハ従前通使用シ就業ノ防  
害ヲ爲ス者又ハ爭議ヲ敢行セントスル者ハ解雇スル  
事ニ決定セリ

十一日ノ作業ハ殆ンド怠業状態ニアリシヲ以テ就業  
セザリシ職工百五十四人ニ対シ今日解雇ノ通知ヲ發  
シ内百八名ハ希望ニ依リテハ復職ヲ許ス旨言渡シ且  
十二日一日間ノ休業ヲ發表シタリ

右及申(通)報候也